

特定配当等に係る県民税（県民税配当割）

納める人（法第 24 条）

特定配当等の支払いを受け、支払日現在、県内に住所のある個人が、特定配当等の支払いをする上場企業又は金融機関などを通じて納めます。

納める額（法第 71 条の 28）

支払いを受ける特定配当等の額の 5%（所得税として別に 15%）

特定配当等とは（法第 23 条第 1 項第 15 号）

上場株式等の配当等や証券投資信託で公募によるものの収益の分配に係る配当等をいいます。

また、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払を受けるべき特定公社債等の利子等及び割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）に係る差益金額に対しても配当割が課税されます。

特定公社債等とは、特定公社債（国債・地方債・公募公社債・上場公社債など）、公募公社債投資信託の受益権及び特定目的信託（公募に限る。）の社債的受益権のことをいいます。

市町への交付金（法第 71 条の 47、施行令第 9 条の 19）

県に納められた県民税配当割のうち 59.4%が、県内の市町に交付されます。

特定株式等譲渡所得金額に係る県民税（県民税株式等譲渡所得割）

納める人（法第 24 条）

源泉徴収口座内における株式などの譲渡益等の支払いを受け、その年の 1 月 1 日現在、県内に住所のある個人が、その譲渡益等の支払いをする証券会社などを通じて納めます。

納める額（法第 71 条の 49）

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額の 5%（所得税として別に 15%）

特定株式等譲渡所得金額とは（法第 23 条第 1 項第 17 号）

源泉徴収口座における上場株式等の譲渡益などをいいます。

なお、平成 28 年 1 月 1 日以降の源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡益及び割引債の償還差益が県民税株式等譲渡所得割の課税対象に追加されました。

市町への交付金（法第 71 条の 67、施行令第 9 条の 23）

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち 59.4%が、県内の市町に交付されます。